1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設に係る保安規定の変更認可申請に関する面談(3)第二部

原子燃料工業(株)東海事業所における加工施設に係る保安規定の変更認可申請に関する面談(2)第二部

2. 日時

令和2年10月23日(金)16時00分~17時00分

3. 場所

原子力規制庁 9階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、古作企画調査官、永井主任安全審査官、有田 専門職、武田専門職、田邉専門職、池永技術参与、上原技術参与

原子燃料工業株式会社

熊取事業所 品質·安全管理室長 他6名 東海事業所 環境安全部長 他3名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

6. 配布資料

なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の永井です。
0:00:07	ただいまから原子燃料工業熊取事業所と東海事業所の保安規定変更認可
	申請の面談の、本日第2部の事実確認を始めたいと思います。
0:00:23	この第2部では、具体的に熊取事業所の施設管理方針、施設管理目標、保
	全プログラムの内容とかですね、あとは高経年化技術評価の実施内容等に
	ついて、いくつか確認していきたいと思います。
0:00:42	最初に、資料の順にそって確認していきたいと思いますけれども、資料のコメ
	ント対応整理表のH-20107-1のところで回答頂いた、1部の最後に確認
	しましたけれども、事業者検査の独立性の観点で、実施体制と各要員の役割
	を確認したいと思います。
0:01:02	ここで回答頂いている資料は、本日の資料の独立性で、保安措置ガイドです
	ので、資料の6のH-20141の1ページ目に条文59条の2に使用前事業者
	検査の実施ということで規定があります。
0:02:00	ここを我々も何度も読んでいるんですけれども、所長が使用前事業者検査を
	総括すると、担当グループ長は検査責任者となる、担当グループ長の職務が
	3項に書いてあって、その中で検査担当グループ長は検査実施責任者を自ら
	努める、6号ですね、検査実施責任者を自ら務める又はあらかじめ指名する
	という規定になっていて、検査実施責任者は4項に規定があります。
0:02:44	それぞれの役割において、検査の独立性の観点で、どの様に規定なり考えて
	作っているのかをご説明お願いします。
0:03:05	原子燃料工業熊取事業所の黒石でございます。
0:03:10	今ご指摘頂きました使用前事業者検査、それから定期事業者検査も、検査実
	施の体制、検査責任者と検査実施責任者、役割はほぼ同じ記載でして、同じ
	でございます。
0:03:36	担当グループ長が努めます検査責任者は、個別の使用前事業者検査、定期
	事業者検査だと思いますけど、一つ一つ責任を持つということだと思います。
0:03:53	弊社の検査のいろいろな規制ぶりが、担当部長あるいは各部長、具体的に
	は部長が主語になっていることが多いと思います。それは部長が責任者だから
	ということになります。
0:04:12	しかし、使用前事業者検査、定期事業者検査に限りましては、担当グループ
	長に見直すということを考えております。
0:04:23	そこの独立について、59条の2とか、59条の3は定期事業者検査ですが、言
	葉的にはあまり見えてこないというご指摘であったと思います。
0:04:38	そこにつきましては、別の資料で示させて頂きます。
0:04:43	H-20104-2、審査基準との整合を示した資料でございます。

0:04:52	それは保安規定条文全てを出す資料になっていますので、該当するところ
	が、職務の17条でございます。
0:05:03	ページ数で言いますと、15ページからで、所長のところから、部長のところか
	ら記載があります。もう少しおりていきますと、グループ長という記載になって
	ございます。
0:05:25	15ページでいきますと、総務関係は直接的には設備を所管しない部署になり
	ますので、検査はあまり関係ないんですけど、例えば一番下の(9)、燃料品
	質グループ長、グループ長ですので部長の指示をうけて保安活動を行うのが
	ほとんどでございますが、検査に関しては所長の指揮、総括に基づいて、部
	長の顔色をうかがうことなく、最終的な承認を行うということを担わせようと考
	えております。
0:06:15	そういうことで、今回グループ長の条文、記載させて頂いています。
0:06:21	また所長による総括のもと、59条の3とか4で読める業務を行うことになりま
	して、検査だけはグループ長はきちんとやりなさいということでございます。
0:06:46	そういうかたちで見てまいりますと、単純に考えますと施設管理ということで、一言
	ですむことを、部長のところ見て頂きますと、(3)品質保証部長はということで、今
	回補正で追記させて頂いたところ、燃料品質に係る施設の管理ということで検査
	を抜いてございます。
0:07:11	検査を入れれば施設管理ということになるんですけど、部長は検査に口をはさむ
	なと、グループ長がしっかり担えという思いをこめまして、グループ長の方に所長
	総括のもとということで、グループ長が部長の影響を受けないように、グループ長
	による検査責任者ということでございます。
0:07:34	一方で、個別の具体を書いています59条の2とか59条の3で、どの様にして
	いるかと言うと、責任者は最終的に検査よしという判断になるんですけど、検
	査は現場で行いますので、ここは検査実施責任者が責任をもっているという
	ことで、要員を予め指定するか、自らが現場で見るということも良しということ
	で、自ら行っても良いし、誰かに予め決めてやらしても良いと、そういうことも
	含めて独立性は59条の2の第2項であったり、59条の3の第2項で規定する
	ということであります。以上です。
0:08:30	原子力規制庁の永井です。
0:08:37	職務関係は今確認しました。さっき独立性と言ったのですが、点検業務である
	とか、工事を実施した部門、工事を実施したグループとの独立性という観点で
	は、どの様にこれを理解すればよろしいのでしょうか。他の条項で説明してい
	れば、説明をお願いします。
0:09:36	原子燃料工業熊取事業所の黒石でございます。

0:09:39	今のご質問に関連する条文といたしましては、機器等の検査等ということで、 保安規定13条の3、資料で言いますと、品証の部分ですので、いくつかの資
	料で同じ記載ぶりが出てまいりますが、H20104-2で言いますと12ページ
	でございます。
0:10:08	ここで13条の3、第5項で、一番下から4行目で、事業所の加工施設が重大
	事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていないことを踏まえ、
	少なくとも当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事、補修、取替
	え、改造等、又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施さ
	せるとしております。
0:10:48	担当グループ長は実施責任者以下を実施させることになりますので、そういう
	メンバーが、補修、取替え、改造、点検等に係わったものにはやらせない、そ
	ういう体制を確立するということでございまして、そのあたりが59条の2、59
	条の3のそれぞれ第2項で記載したというものでございます。
0:11:17	原子力規制庁の永井です。資料だと15ページの17条の職務のところでは、
	それぞれの検査を行う、業務を行うというのがあるが、どんな業務かというと、
	ここは自分のところの業務は行わないというのが、59条の3等で合わせて規
	定しているということで、各グループ長、検査責任者としての、点検、工事等を
	実施したグループからの独立性を確保しているということでよろしいですか。
0:12:15	原子燃料工業熊取事業所の黒石でございます。
0:12:19	今、機器等の検査等ということで説明させて頂きましたところは、我々のウラ
	ン加工であれば、組織の独立性までは求められないと、要求されていないと
	いうことを踏まえたものでございます。
0:12:44	グループの中の要員が、点検なり補修なり、手を付けたのであれば、その検
	査は自らやらないという、人のレベルでの独立性で記載したものでございま
	す。
0:13:01	グループ長という組織のトップに位置するものになりますと、その本人自身が
	点検をするというのは、あまり考えてはいないのですけれども、責任をとると
	いうところは、最終的には所長までいってしまうのですが、そこまでは求めら
	れていないと思うのですけれども、検査の独立性ということでは、人の独立は
	最低限あると、今回説明させて頂いた設備を所管するグループと違うものが
	検査をするグループがきれいに分かれている場合は、おっしゃられたとおりな
	んですが、設備によっては、所管する設備を他のグループが検査できない、
	専門性の問題であったり、組織の小ささであってり、できないものがでてくるか
	と思いますので、そういう場合は検査するもの、人自体が別のもので実施する
	ということで規定したものでございます。
0:14:17	核燃料審査部門の古作です。

0.1.0.	中ははいいノスナはじ、担ウバセいナいマウバ・ハンキ・ハ・ニー・キュバ
0:14:24	実情はいいんですけど、規定があいまいで良くわからないということなんだと
	思うんですね。今言われたような実情は、要員として説明されたところで明確
	になっていると思うんで、それはそれで良くて、担当グループ長って何だという
	ことがあいまいだと思っていて、それは、第1部の最後に小澤から言ったこと
	だと思うんですけど。それで上にいったあと、所長までいって、所長がどっちも
	関与しているんでというところまで、議論しようとは思ってないんですけど、グ
	ループ長のレベルで同じ人がやるんですか、違う人がやるんですかという事
	を、今聞いたんだと思っています。この資料の15ページからのところの、設備
	で説明頂いたところで言うと、各グループで設計、工事うんぬんの管理を行う
	ことと、検査を行うことを分けて書きましたといったものは、違うグループ長で
	やるということを言う必要があって、分けたのかなと思いつつ、説明がそこま
	でクリアでなかったので、実際どういうつもりなのかを、あらためて説明頂けま
	すか。
0:15:43	それの上で、事業者検査のところであったり、QMSのところの担当グループ
	長の規定の意味合い、運用の内容というのを説明頂きたい、いかかでしょう
	か。
0:18:16	原子燃料工業の黒石でございます。
0:18:19	先ほどの資料H20104-2の15ページの17条、この部分で言いますと、第
	3項(3)品質保証部長は、こういう作業に係る設備の管理ということで、どの
	グループ長がどの設備の責任を担っているか、どの部長がどの設備をもって
	いるかは決定しておりまして、そこに対する工事をしたり、検査をしたりという
	ことになります。
0:19:01	この際に部長の保安活動、部長が責任をとると言ったような記載について
	は、検査以外は部長が責任をとると、所管する設備の検査についてはグルー
	プ長でということで規定しておりますので、仕組みの方は明確なのかと。
0:19:24	それから具体的にどの設備なんだ、どの検査なんだということになるんですけ
	ど、そういう意味ではどの様な検査があって、検査項目をどのグループ長が
	責任をもっているのかいうことを、別表13の2で示していたのかなということ
	で、そういうかたちで明確にしようと考えたわけですけど、別表13の2の位置
	づけの問題があって、検討が必要なので、最終的に下位文書になるとするな
	らば、そういうかたちで、下位文書であれば明確になると思うんですけど、個
	別、具体についてはですね。
0:20:02	保安規定におきましては、今申しました様な、所管する設備の工事を誰が責
	任をもつ、検査を誰が責任をもつ、というところで、部長、グループ長というとこ
	ろでやっていけるということでございます。
L	

0:20:21	核燃料審査部門の古作です。心配しているのは、17条の3の(3)とかの部長
	のところではなくて、(9)からのところで、施設管理もやっているし、検査もや
	るといったところの規定の場所です。
0:20:50	施設管理のところは、当該作業に係る設備と言われているので、限定がかか
	っているのですけれども、この次の検査の部分は、所長による統括のもとしか
	かかってなくて、検査の範囲の業務が明確になっていない。たすきがけの様
	なかたちでやるという思いでいらっしゃるのであれば、ここに当該所管する施
	設管理の範囲を除くとかですね、何か入れておいて頂ければ、それで検査責
	任者から独立性をもってやっているというふうに判断できて、その下に入る要
	員については、施設管理をやっている部署の方でも構わないということだと思
	うのですけど、やろうとしていることは、そういう事で良いですか。
0:21:53	原子燃料工業の黒石でございます。
	組織としての独立までは求めないということで、グループ長までは求めないと
	いうことで理解しておりましたので、グループ長というのは、この組織のトップ
	ですので、そこの独立は求めていないということを前提に、検査を実施してい
	ます実施責任者であったり、検査者は独立を求めるものだという理解でござ
	います。
0:22:21	核燃料審査部門の古作です。
	その意味では、自分のところの検査は自分がやるということで考えているとい
	うことですか。
0:22:39	原子燃料工業の黒石でございます。
0:22:41	使用前事業者検査の場合は、設計をし、工事をしということになりまして、そこ
	の部分は所管しているものが必ずしもやるというわけではなくて、設計部門な
	り工事部門になげますので、検査は別のグループでやるというかたちがとり
	やすいのですけれども、定期事業者検査になった場合に、所管する設備の点
	検をどうしてもやりますので、組織としての独立となると、検査用の独立した部
	門が必要となりまして、そこは求められていないという理解でございます。
0:23:22	核燃料審査部門の古作です。
	話がかみあっていないが、組織として全体の独立は求めていないが、となりに
	別のグループ長がいるのであれば、その人に検査のヘッドになってもらって、
	要員は適宜融通するということで良いのではないかとお聞きしたのですが、何
	か違う要求をされて、それはできませんという回答しかしていないと思うんで
	すね。
0:23:47	その独立の考え方というのは、検査制度の見直しのところで、ATENA だった
	り、JAEAだったりが提示をしていて、いろんなパターンがありますよねという
-	

	ことでお話があって、御社のいわれているのが、どのパターンにも当てはまら
	ない。
0:24:10	私がこういうことですかと言ったことは、会合の場で重要度低の場合の独立の
	扱いとして提示があったもので、それは良いでしょうという話があったのです
	が、上は一緒です、下は違いますというのは、そういう議論をしたことはなく
	て、何を言われているのかが分からなかった。
0:24:52	原子燃料工業の黒石でございます。今古作さんおっしゃられたことは理解い
	たしました。これまで制度移行する場合の、前の段階の面談の中で、ウラン加
	工3社の中で提示させて頂いた資料の中のいくつかあるパターンの一つに、
	今私が説明させて頂いたものが含まれていたのでございますが、ご記憶がな
	いということかと理解しております。
0:25:21	これはまかりならんと言うことであれば、再検討せざるを得ないかなと認識い
	たしました。以上です。
0:25:34	核燃料審査部門の古作です。以前に示していたと言うのであれば、いつのど
	れのどこのページの何かというのをお伝え下さい。
0:25:51	原子燃料工業の黒石でございます。承知いたしました。今すぐ出すのは探す
	必要がありまして、手元にございませんので、後日ご連絡させて頂くということ
	でよろしいでしょうか。
0:26:03	核燃料審査部門の古作です。それで構いませんので、お願いします。それで
	ないと一環した対応で審査をするということができないので、お願いしたいの
	ですが、今の説明だとすると、第17条で、あちこちに施設管理が、検査とわけ
	ていっぱい書いてあり、検査が書いてあるところと、書いてないところがあると
	いう、この構成がどういう主旨なのかが、全く分からなくなったのですが、そこ
	の考え方を条文と言うよりは、運用をこういうふうにするつもりですというの
	を、検査の見直しワーキングで出された資料との対応関係で、分かりやすい
	図示をして説明頂いた方が良いかなと思うのですが、どうでしょう。
0:26:55	原子燃料工業の黒石でございます。承知致しました。準備させて頂くことにな
	ろうかと思うので、ご説明させて頂きたいと思います。
0:27:08	原子力規制庁永井です。次はですね、資料の5の37ページです。74条の放
	射性液体廃棄物の8項、放射性液体廃棄物の平常時のモニタリングが追加
	になってます。気体廃棄物は75条で次のページの8項で追加になっているの
	ですが、そこの部分の許可との説明において、該当ページが記載されていな
	いと思うのですが、許可との関係で、どういう状況になっているのかご説明下
	さい。
0:28:29	原子燃料工業の黒石でございます。

P	
	H-20139、許可との記載整理ということでございまして、37ページ、保安
	規定で言いますと74条放射性液体廃棄物ということでございまして、許可の
	引用をしております部分は、ページ21から22についてはALARAの部分です
	ね、一番下のところ、それから液体廃棄物の放出管理、あるいは油類、アル
	カリ類については保管廃棄ということになりますので、116ページで規定して
	おります。
0:29:21	75条の気体廃棄につきましても、同じようなかたちでALARAのところで21
	から22ページ、気体廃棄物につきましては、116ページの許可の記載を示さ
	せて頂いております
0:29:40	原子力規制庁永井です。そこはもともと分かっていて、今回審査基準でも追
	加になっているのが、周辺環境への放射性物質の影響を確認するために、別
	表9に定めるところにより、という平常時の環境放射線モニタリングを行うとい
	うことなんですけれども、この8項に対して、みなさんの方で許可との対応を確
	認されているでしょうかという質問です。
0:30:20	原子燃料工業の黒石でございます。周辺関係の放出に関する部分はです
	ね、同じく37ページで言いますと、許可のページで21から22ということで示さ
	せて頂いているとこの、(7)の廃棄施設、3段落目くらいで、周辺環境へ放出
	する放射性物質のうんぬんということで、言及してございますので、このあたり
	かなと考えております。以上です。
0:30:56	原子力規制庁永井です。これは放出管理であって、実際に周辺環境への影
	響を確認するためのモニタリングについて、どの様に規定しているかというこ
	とを確認してますかということなんですけど。
0:31:17	原子燃料工業の黒石でございます。ご指摘理解しました。記載場所が違うよ
	うなので、あらためて確認させて頂きます。
0:31:26	原子力規制庁永井です。確認して頂いて、該当ページを記載して頂くと同時
	に、実際に、別表9、10、11で測定のインターバルであるとか、審査基準の
	要求事項では、許可を踏まえたところで、審査基準との整合性の説明で、Hー
	20104-2で、30ページになるんですけど、平常時の環境放射線モニタリン
	グの実施体制、計画、実施、評価について定められているということで、実施
	体制のうち、少なくとも許可で約束している事項については、それらの表との
	整合を確認して、その結果として、次回で結構ですので説明して下さいという
	ことです。ここの資料に記載するようにお願いします。
0:33:05	原子燃料工業の黒石でございます。承知いたしました。
0:33:12	原子力規制庁永井です。それに関連して、平常時のモニタリングの判定基準
	となる、目標が別表16に規定されています。
t	

0:33:26	本日の資料にはないのですが、既認可の熊取事業者は別表16が変わって
	ないので、この設定の根拠も合わせて、次回ご説明頂ければと思います。
	特に許可でふれてなければ、どういうことで設定しているのかの説明で結構
	ですのでお願いします。
0:34:26	原子燃料工業の黒石でございます。
0:34:29	今別表16とおっしゃられましたので、別の項目と思われましたので確認させ
	て頂きます。
0:34:39	環境放射線に関係する記載の別表でございますと、別表9、参考としてつけさ
	せて頂きました、別図とか別表のものでございまして、ページが85ページから
	スタートしてますけど、122ページに別表9がございます。
0:35:06	その中に周辺監視区域外ということで、環境の放射性物質濃度、頻度であれ
	ば3月に1回といったようなことになりまして、別表の内容につきましてはこの
	あたりでしょうか。確認だけでございます。
0:35:29	原子力規制庁永井です。参考資料で付けて頂いた、他の事業者には配布し
	ていないものの、122ページの別表9ですね、確認しました。
0:35:45	こういう測定項目であるとか、ここで言えば周辺監視区域外ですね、測定項目
	であるとか、測定頻度、こういうものの規定が、許可と整合してますというもの
	を説明して頂ければ結構です。
0:36:06	別表16と言ったのは、138ページで、実際に周辺監視区域の外側の境界に
	おける空気中又は水中の放射性物質の濃度限度及び管理目標値がありま
	すので、ここの関係と合わせて説明をして下さいということで、お伝えしたもの
	です。
0:36:35	原子燃料工業の黒石でございます。承知いたしました。
0:36:42	審査部門古作ですけど、別表16は、意味合いとしては良く分かるのですけ
	ど、表題の記載が分かりにくいのかなと思うのですね。
0:36:55	条文の記載は、排水中だったり、気体の方は周辺監視区域外における空気
	中の、これはあれですか、違いますね、気体の方も排気口における排気中の
	というところで、測定ポイントが違う内容になっていて、敷地外のものを測ると
	いうことではないのですけど、この場合は区域の外側の境界におけると言っ
	ていて、敷地境界のところでサンプリングするというように見えるんですけど、
	この条文とどういう関係にあって、どういう運用になっているのか説明頂いて
	よいですか。
0:38:10	原子燃料工業の黒石でございます。
0:38:13	この部分、私詳しくないところでございまして、担当のものに別途確認して、回
	答させて頂きたいと思います。

0:38:27	審査部門古作です。はいお願いします。恐らく混乱したのは、別表16が外の
	というように見えて、環境放射線モニタリングのように見えたと言うことだと、
	今回そこを整理するにあたり、適正化があっても良いのかなと思います。よろ
	しくお願いします。
0:38:49	原子燃料工業の黒石でございます。承知いたしました。
0:38:54	原子力規制庁永井です。
0:38:57	それでは、施設管理のところに入りたいと思いますけれども、資料で言うと8
	番目、H-20143です。
0:39:30	この中で、いろいろ今回施設管理としての方針設定から施設管理目標の設定
	があって、実施計画、あとは監視指標を策定して、施設管理をしていくという
	一連の流れが規定されていますけれども、図の1でですね、この実施状況に
	ついて、現在の状況についてご説明頂けますでしょうか。
0:40:31	原子力規制庁永井です。そういう資料が、今日の添付の8には付いていない
	ので、そこはですね、今回の保安規定の本文は体制の整備になっているので
	すけど、認可するにあたって、いろいろ新しくできてきたものがありますので、
	どういう指標を作って、どういう目標をたてているのかということについては、
	別途ですね、補正の段階で資料8のうしろに添付して頂いて、ご説明頂けれ
	ばと思ってますので、よろしくお願いします。
0:41:22	原子燃料工業の池野でございます。承知いたしました。
0:42:22	核燃料審査部門の古作です。高経年化評価のところで、保安規定の記載とい
	うわけではないのですけど、評価の時は代表機器を選定してというふうに言
	われてたのですけど、最終的に保全計画、点検計画にするといった時は、代
	表ではなくて、一式整理をしていくということになって、各機器の部材毎、何を
	していくかということを考えていくことになるんですけど、現時点においてはど
	こまで整理されていて、点検計画になっているのか、教えて頂いて良いです
	か。
0:46:16	原子燃料工業の平沢でございます。
0:46:19	表1の代表というかたちで、調査部位をピックアップしてますけど、それを長期
	保全計画としまして、設備の保全の中で展開していくということになっていま
	す。以上です。
0:46:46	核燃料審査部門の古作です。ちょっと回答がずれていたようなので、保安規
	定の審査レベルではなくて、それの運用状態としてどうですかという質問なの
	で、点検計画として代表ではなくて、検査、点検の対象となっている機器の部
	位毎に、点検として何をやるべきか、それの方法、頻度が整理できてますかと
	いう質問ですので、今後、専門検査部門の方に定事検の開始の報告だとか、

	終了の報告だとかの中で、点検計画出されますので、そういったところでの整
	理状況を検査部門にお話頂ければ良いと思ってます。
0:47:53	原子燃料工業の平沢です。承知いたしました。
0:47:57	はい、原子力規制庁永井です。それでは次の質問事項にうつりたいと思いま
	す。施設管理に関係することになるんですけど、熊取事業所の方では、平成2
	9年8月に粉末混合機のフードボックスからのウラン漏えい事故が発生してま
	すけど、この時の事故報告でいろいろ記載があると思うのですけど、得られた
	教訓があると思いますけど、今回の施設管理の中で、どの様なフィードバッ
	ク、対策を盛り込んでいるのか、保安規定そのものでは見えないかもしれない
	けど、内容について、具体的に説明して頂けますでしょうか。
0:49:10	原子力規制庁永井です。今急に質問して具体が分からないようでしたら、次
	回施設管理方針であるとか、目標とか、計画の実施状況をご説明頂く時に、
	合わせて事故の影響から得られた教訓についても説明をするようにお願いし
	ます。
0:49:54	原子燃料工業の黒石でございます。
0:49:58	粉末漏えいの時の原因対策いろいろうった中で、保安規定に反映している部
	分、当時ございます。それは今も、今回の申請においても継承してございま
	す。
0:50:11	あの当時どういうことを考えてきたかと言いますと、粉末漏えいの事象を踏ま
	えまして、我々の教訓として学んだことを、ことこまかには書かないんですけ
	ど、保安規定の方に反映して改善していくべきということで、わずかではありま
	すが、当時保安規定も変更させて頂いております。
0:50:36	この部分につきましては、今回の資料でも出てきておりまして、具体的に言い
	ますと、H-20141、保安措置ガイドとの照らし合わせの資料でございます。
0:50:49	10ページになりまして、ガイドの項目で言いますと、施設管理に係る保安活
	動は相互に関連するものであり、うんぬんというところでございます。
0:51:06	設計と現場を見る観点であったりとか、設備等の実態だということで、粉末漏
	えいの時のわれわれの反省というのは、設計の情報が古い時代のものであ
	って、あまりないと、それが現場のメンテナンスをしている者達、設備の運転を
	している者達にきちんと引き継がれていなかったという中で事象が起っている
	という点で、当時どういう変更をしたかと言うと、10ページにでています、条文
	の番号は違いますけど、設計開発のところでございまして、経年劣化の観点
	から、保全において留意すべき事項を抽出して、記録して、引き継いでいくと、
	それから、これも条文は変わりますが、62条の6という中で、今申しました12
	条の3の(2)で定めるところにより記録された保全において留意すべき事項を
	踏まえて保全をしていくということですね、というように当時反映したことを今

	回も、条文の番号は変わっていますけれども、引き継いでいるものでございま
	す。以上です。
0:52:27	原子力規制庁永井です。わかりました。教訓が得られた事は、改善しますとい
	う約束事項があって、保安規定に定めて実施しているという状況下と思いま
	すので、そういうものはですね、今後より深めて頂いて、下位文書でも結構で
	すけど、事故の再発に努めて頂くということで、実施して頂ければと思いま
	す。
0:53:07	原子燃料工業の黒石でございます。承知いたしました。
0:53:17	核燃料審査部門の古作です。
0:53:21	保安規定の条文上は、これで良いんだと思うんですけど、先ほど言ったように
	実務に落とす時に、点検計画として、部位に分解して、どういうところを点検し
	なければいけないか、保全しなければいけないか、検査しなければいけない
	かといった視点として、大事な気づき事項であったと思うので、こういうところも
	踏まえながら、展開をして整理をし、最終的に専門検査部門であったり、検査
	官であったりと説明頂いたら良いと思います。
0:53:50	この場であれば、次回目標だったりというところの具体的な方向性というの
	を、説明頂くのだと思いますので、場合によっては、大枠として説明頂くという
	こともあってもいいのかなと思いますけど、いづれにしても、そういった視点を
	もって対応頂ければと思います。
0:54:31	原子燃料工業の黒石でございます。具体的にどういうふうに展開するかとい
	う、当時いろいろと対策をうったところを、引き継いでやっているところでござい
	ます。
0:54:46	どの様なかたちで説明するか含めて、考えて回答したいと思います。
0:54:54	原子力規制庁永井です。よろしくお願いします。本日確認しようと考えていた
	事項は、以上になりますけれども、最後に、これから補正にむけて、もしくは追
	加の説明をして頂くにあたって、まず補正で示さなければいけない事項はか
	ためないと、添付の説明、本日の面談資料等の反映もできないので、まずは
	保安規定の申請書をきちんと対応して頂くということですので、本日の参考資
	料の146ページの別表19、保安規定条項ですと、規則とか基準の関係が規
	定されていますけれども、既に皆さんの方でもこの辺の基準のですね、保安
	規定の関連条項、既に大分赤くなってますけども、それぞれ間違いがないか
	どうか、もう一度よく確認した上で、補正の準備をして頂くということで、して頂
	きたいと思います。
0:56:14	原子燃料工業の黒石でございます。承知いたしました。
0:56:17	原子力規制庁永井です。東海事業所についても、状況なりご説明頂きたい内
	容は同じですので、準備ができ次第、資料の提出をお願いします

 ○.56.33 原然工東海の瀬山でございます。承知いたしました。 ○.56.50 はい、品質安全管理室の伊藤でございます。 ○.56.55 はい、品質安全管理室の伊藤でございます。 ○.57.02 捕捉の点でございますが、検査の独立性についてでございます。原燃工の今の東海事業所、熊取事業所の保安規定の中に記載しております検査の独立性に関する考え方ですけれども、黒石の方から説明したとおりでございますが、若干捕捉します。第17条の職務のところで、グループ長ですね、検査に対しては折長の直轄さというところ。これは先ほど古作さんご発言にもありましたとおり、同一の部に所属しているグループを、独立した組織としてみなせるように、これが意図でございます。 ○.57.47 そうすることによりまして、使用前事業者検査等では、同一の部の中に設計部門、工事の施工部門といった役割の異なるグループが存在していると、こういった時には、グループをたがえて、工事の検査をすることができるということで、部門の独立性を意識した独立性ができると。 ○.58.11 一方で、定期事業者検査のように、設備を所管している日常的に設備を使っている部門が、自らのグループを検査しなければならないと言った時には、グループ長が検査責任者となりつつ、ただし検査に対しては検査実施責任者という、設備の補修等に直接関わらない要員を検査にあたらせるということによって、要員の独立性を確保するということで、独立性を確保するというとによって、要員の独立性を確保するということで、独立性を確保するという主旨になってございます。 ○.58.53 この考え方のベースとしたのが、品質管理規則の第48条の第5項、ここに独立性の定義がございますけれども、この規定の中の解釈の中にございます、重大事故の発生及び拡大に必要な措置が要求されていない施設においてというくだりのところを表々として理解したつもりで、この様な独立性を担保させたものでございます。 ○.59.32 ごの解釈のところにですね、工事及び点検に関与していない要員に使用前事業者検査をせることができると記載がありまして、そこについての部門の独立性という記述がございませんということで、それにそって定期事業者検査の独立性をはかったということで、それにそって定期事業者検査の独立性をはかったということで、それにそって定期事業者検査の独立性をはかったということでございます。 1:00.23 確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂ければと思って発言させて頂いております。以上です。 1:00.246 核燃料審査部門の古作です。 		
 ○.56.50 はい、品質安全管理室の伊藤でございます。 ○.57.02 捕捉の点でございますが、検査の独立性についてでございます。原燃工の今の東海事業所、熊取事業所の保安規定の中に記載しております検査の独立性に関する考え方ですけれども、黒石の方から説明したとおりでございますが、若干捕捉します。第17条の職務のところで、グループ長ですね、検査に対しては所長の直轄だというところ、これは先ほど古作さんご発言にもありましたとおり、同一の部に所属しているグループを、独立した組織としてみなせるように、これが意図でございます。 ○.57.47 そうすることによりまして、使用前事業者検査等では、同一の部の中に設計部門、工事の施工部門といった役割の異なるグループが存在していると、こういった時には、グループをたがえて、工事の検査をすることができるということで、部門の独立性を意識した独立性ができると。 ○.58.11 一方で、定期事業者検査のように、設備を所管している日常的に設備を使っている部門が、自らのグループを検査しなければならないと言った時には、グループ長が検査責任者となりつつ、ただし検査に対しては検査実施責任者という、設備の補修等に直接関わらない要員を検査にあたらせるということによって、要員の独立性を確保するということで、独立性を確保するというま盲になってございます。 ○.58.53 この考え方のペースとしたのが、品質管理規則の第48条の第5項、ここに独立性の定義がございますけれども、この規定の中の解釈の中にございます、重大事故の発生及び拡大に必要な措置が要求されていない施設においてというだりのところを我々として理解したつもりで、この様な独立性を担保させたものでございます。 ○.59.32 この解釈のところにですね、工事及び点検に関与していない要員に使用前事業者検査をさせることができると記載がありまして、そこについての部門の独立性という記載がございませんということで、現状の保安規定の検査員の独立性をはかったということでございます。 ○.59.32 確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂ければと思って発言させて頂いております。以上です。 	0:56:33	原燃工東海の瀬山でございます。承知いたしました。
 ○:57:02	0:56:39	原子力規制庁永井です。全体とおして何かありましたら。
 ○:57:02 捕捉の点でございますが、検査の独立性についてでございます。原燃工の今の東海事業所、熊取事業所の保安規定の中に記載しております検査の独立性に関する考え方ですけれども、黒石の方から説明したとおりでございますが、若干捕捉します。第17条の職務のところで、グルーブ長ですね、検査に対しては所長の直轄だというところ、これは先ほど古作さんご発言にもありましたとおり、同一の部に所属しているグループを、独立した組織としてみなせるように、これが意図でございます。 ○:57:47 そうすることによりまして、使用前事業者検査等では、同一の部の中に設計部門、工事の施工部門といった役割の異なるグループが存在していると、こういった時には、グループをたがえて、工事の検査をすることができるということで、部門の独立性を意識した独立性ができると。 ○:58:11 一方で、定期事業者検査のように、設備を所管している日常的に設備を使っている部門が、自らのグループを検査しなければならないと言った時には、グループ長が検査責任者となりつつ、ただし検査に対しては検査実施責任者という、設備の補修等に直接関わらない要員を検査にあたらせるということによって、要員の独立性を確保するということで、独立性を確保するという主とになってございます。 ○:58:53 この考え方のベースとしたのが、品質管理規則の第48条の第5項、ここに独立性の定義がございますけれども、この規定の中の解釈の中にございます、重大事故の発生及び拡大に必要な措置が要求されていない施設においてというぐがりのところと我々として理解したつもりで、この様な独立性を担保させたものでございます。 ○:59:32 この解釈のところにですね、工事及び点検に関与していない要員に使用前事業者検査をさせることができると記載がありまして、そこについての部門の独立性という記載がございませんということで、それにそって定期事業者検査をの検査員の独立性をもたせるとしたということで、現状の保安規定の検査員の独立性をはかったということでございます。 1:00:23 確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂きたい点というに対しませないます。 	0:56:50	はい、品質安全管理室の伊藤でございます。
の東海事業所、熊取事業所の保安規定の中に記載しております検査の独立性に関する考え方ですけれども、黒石の方から説明したとおりでございますが、若干捕捉します。第17条の職務のところで、グループ長ですね、検査に対しては所長の直轄だというところ、これは先ほど古作さんご発言にもありましたとおり、同一の部に所属しているグループを、独立した組織としてみなせるように、これが意図でございます。 0.57:47 そうすることによりまして、使用前事業者検査等では、同一の部の中に設計部門、工事の施工部門といった役割の異なるグループが存在していると、こういった時には、グループをたがえて、工事の検査をすることができるということで、部門の独立性を意識した独立性ができると。 0.58:11 一方で、定期事業者検査のように、設備を所管している日常的に設備を使っている部門が、自らのグループを検査しなければならないと言った時には、グループ長が検査責任者となりつつ、ただし検査に対しては検査実施責任者という、設備の補修等に直接関わらない要員を検査にあたらせるということによって、要員の独立性を確保するということで、独立性を確保するという主とになってございます。 0.58:53 この考え方のベースとしたのが、品質管理規則の第48条の第5項、ここに独立性の定義がございますけれども、この規定の中の解釈の中にございます、重大事故の発生及び拡大に必要な措置が要求されていない施設においてというくだりのところを我々として理解したつもりで、この様な独立性を担保させたものでございます。 0.59:32 この解釈のところにですね、工事及び点検に関与していない要員に使用前事業者検査をさせることができると記載がありまして、そこについての部門の独立性という記載がございませんということで、それにそって定期事業者検査の場合には所管している設備のグループ長が要員を独立させることによって、検査結果に生じる独立性をもたせるとしたということで、現状の保安規定の検査員の独立性をはかったということでございます。 1.00:23 確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂きたい点というのが、生にでさいます。以上です。	0:56:55	1点捕捉と確認させて頂きたい事項がございます。
性に関する考え方ですけれども、黒石の方から説明したとおりでございますが、若干捕捉します。第17条の職務のところで、グループ長ですね、検査に対しては所長の直轄だというところ、これは先ほど古作さんご発言にもありましたとおり、同一の部に所属しているグループを、独立した組織としてみなせるように、これが意図でございます。 0:57:47 そうすることによりまして、使用前事業者検査等では、同一の部の中に設計部門、工事の施工部門といった役割の異なるグループが存在していると、こういった時には、グループをたがえて、工事の検査をすることができるということで、部門の独立性を意識した独立性ができると。 0:58:11 一方で、定期事業者検査のように、設備を所管している日常的に設備を使っている部門が、自らのグループを検査しなければならないと言った時には、グループ長が検査責任者となりつつ、ただし検査に対しては検査実施責任者という、設備の補修等に直接関わらない要員を検査にあたらせるということによって、要員の独立性を確保するということで、独立性を確保するという主旨になってございます。 0:58:53 この考え方のベースとしたのが、品質管理規則の第48条の第5項、ここに独立性の定義がございますけれども、この規定の中の解釈の中にございます、重大事故の発生及び拡大に必要な措置が要求されていない施設においてというくだりのところを我々として理解したつもりで、この様な独立性を担保させたものでございます。 0:59:32 この解釈のところにですね、工事及び点検に関与していない変員に使用前事業者検査をさせることができると記載がありまして、そこについての部門の独立性という記載がございませんということで、それにそって定期事業者検査の場合には所管している設備のグループ長が要員を独立させることによって、検査結果に生じる独立性をもたせるとしたということで、現状の保安規定の検査員の独立性をはかったというのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂ければと思って発言させて頂いております。以上です。	0:57:02	捕捉の点でございますが、検査の独立性についてでございます。原燃工の今
が、若干捕捉します。第17条の職務のところで、グルーブ長ですね、検査に対しては所長の直轄だというところ、これは先ほど古作さんご発言にもありましたとおり、同一の部に所属しているグループを、独立した組織としてみなせるように、これが意図でございます。 0.57:47 そうすることによりまして、使用前事業者検査等では、同一の部の中に設計部門、工事の施工部門といった役割の異なるグループが存在していると、こういった時には、グループをたがえて、工事の検査をすることができるということで、部門の独立性を意識した独立性ができると。 - 方で、定期事業者検査のように、設備を所管している日常的に設備を使っている部門が、自らのグループを検査しなければならないと言った時には、グループ長が検査責任者という、設備の補修等に直接関わらない要員を検査にあたらせるということによって、要員の独立性を確保するということで、独立性を確保するということによって、要員の独立性を確保するということで、独立性を確保するという主旨になってございます。 0.58:53 この考え方のベースとしたのが、品質管理規則の第48条の第5項、ここに独立性の定義がございますけれども、この規定の中の解釈の中にございます、重大事故の発生及び拡大に必要な措置が要求されていない施設においてというだりのところを我々として理解したつもりで、この様な独立性を担保させたものでございます。 0.59:32 この解釈のところにですね、工事及び点検に関与していない要員に使用前事業者検査をさせることができると記載がありまして、そこについての部門の独立性という記載がございませんということで、それにそって定期事業者検査の場合には所管している設備のグループ長が要員を独立させることによって、検査結果に生じる独立性をもたせるとしたということで、現状の保安規定の検査員の独立性をはかったということでございます。 1.00:23 確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂ければと思って発言させて頂いております。以上です。		の東海事業所、熊取事業所の保安規定の中に記載しております検査の独立
対しては所長の直轄だというところ、これは先ほど古作さんご発言にもありましたとおり、同一の部に所属しているグループを、独立した組織としてみなせるように、これが意図でございます。 0.57:47 そうすることによりまして、使用前事業者検査等では、同一の部の中に設計部門、工事の施工部門といった役割の異なるグループが存在していると、こういった時には、グループをたがえて、工事の検査をすることができるということで、部門の独立性を意識した独立性ができると。 - 方で、定期事業者検査のように、設備を所管している日常的に設備を使っている部門が、自らのグループを検査しなければならないと言った時には、グループ長が検査責任者という、設備の補修等に直接関わらない要員を検査にあたらせるということによって、要員の独立性を確保するということで、独立性を確保するという主旨になってございます。 0.58:53 この考え方のベースとしたのが、品質管理規則の第48条の第5項、ここに独立性の定義がございますけれども、この規定の中の解釈の中にございます、重大事故の発生及び拡大に必要な措置が要求されていない施設においてというだりのところを我々として理解したつもりで、この様な独立性を担保させたものでございます。 0.59:32 この解釈のところにですね、工事及び点検に関与していない要員に使用前事業者検査をさせることができると記載がありまして、そこについての部門の独立性という記載がございませんということで、それにそって定期事業者検査の場合には所管している設備のグループ長が要員を独立させることによって、検査結果に生じる独立性をもたせるとしたということで、現状の保安規定の検査員の独立性をはかったということでございます。 1:00:23 確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂ければと思って発言させて頂いております。以上です。		性に関する考え方ですけれども、黒石の方から説明したとおりでございます
したとおり、同一の部に所属しているグループを、独立した組織としてみなせるように、これが意図でございます。 0:57:47 そうすることによりまして、使用前事業者検査等では、同一の部の中に設計部門、工事の施工部門といった役割の異なるグループが存在していると、こういった時には、グループをたがえて、工事の検査をすることができるということで、部門の独立性を意識した独立性ができると。 0:58:11 一方で、定期事業者検査のように、設備を所管している日常的に設備を使っている部門が、自らのグループを検査しなければならないと言った時には、グループ長が検査責任者となりつつ、ただし検査に対しては検査実施責任者という、設備の補修等に直接関わらない要員を検査にあたらせるということによって、要員の独立性を確保するということで、独立性を確保するという主旨になってございます。 0:58:53 この考え方のベースとしたのが、品質管理規則の第48条の第5項、ここに独立性の定義がございますけれども、この規定の中の解釈の中にございます、重大事故の発生及び拡大に必要な措置が要求されていない施設においてというくだりのところを我々として理解したつもりで、この様な独立性を担保させたものでございます。 0:59:32 この解釈のところにですね、工事及び点検に関与していない要員に使用前事業者検査をさせることができると記載がありまして、そこについての部門の独立性という記載がございませんということで、それにそって定期事業者検査の場合には所管している設備のグループ長が要員を独立させることによって、検査結果に生じる独立性をもたせるとしたということで、現状の保安規定の検査員の独立性をはかったということでございます。 1:00:23 確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂ければと思って発言させて頂いております。以上です。		が、若干捕捉します。第17条の職務のところで、グループ長ですね、検査に
の:57:47 そうすることによりまして、使用前事業者検査等では、同一の部の中に設計部門、工事の施工部門といった役割の異なるグループが存在していると、こういった時には、グループをたがえて、工事の検査をすることができるということで、部門の独立性を意識した独立性ができると。 ○:58:11 一方で、定期事業者検査のように、設備を所管している日常的に設備を使っている部門が、自らのグループを検査しなければならないと言った時には、グループ長が検査責任者となりつつ、ただし検査に対しては検査実施責任者という、設備の補修等に直接関わらない要員を検査にあたらせるということによって、要員の独立性を確保するということで、独立性を確保するという主旨になってございます。 ○:58:53 この考え方のベースとしたのが、品質管理規則の第48条の第5項、ここに独立性の定義がございますけれども、この規定の中の解釈の中にございます、重大事故の発生及び拡大に必要な措置が要求されていない施設においてというくだりのところを我々として理解したつもりで、この様な独立性を担保させたものでございます。 ○:59:32 この解釈のところにですね、工事及び点検に関与していない要員に使用前事業者検査をさせることができると記載がありまして、そこについての部門の独立性という記載がございませんということで、それにそって定期事業者検査の場合には所管している設備のグループ長が要員を独立させることによって、検査結果に生じる独立性をもたせるとしたということで、現状の保安規定の検査員の独立性をはかったということでございます。 1:00:23 確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂ければと思って発言させて頂いております。以上です。		対しては所長の直轄だというところ、これは先ほど古作さんご発言にもありま
 ○:57:47 そうすることによりまして、使用前事業者検査等では、同一の部の中に設計部門、工事の施工部門といった役割の異なるグループが存在していると、こういった時には、グループをたがえて、工事の検査をすることができるということで、部門の独立性を意識した独立性ができると。 ○:58:11 一方で、定期事業者検査のように、設備を所管している日常的に設備を使っている部門が、自らのグループを検査しなければならないと言った時には、グループ長が検査責任者となりつつ、ただし検査に対しては検査実施責任者という、設備の補修等に直接関わらない要員を検査にあたらせるということによって、要員の独立性を確保するということで、独立性を確保するという主旨になってございます。 ○:58:53 この考え方のベースとしたのが、品質管理規則の第48条の第5項、ここに独立性の定義がございますけれども、この規定の中の解釈の中にございます、重大事故の発生及び拡大に必要な措置が要求されていない施設においてというくだりのところを我々として理解したつもりで、この様な独立性を担保させたものでございます。 ○:59:32 この解釈のところにですね、工事及び点検に関与していない要員に使用前事業者検査をさせることができると記載がありまして、そこについての部門の独立性という記載がございませんということで、それにそって定期事業者検査の場合には所管している設備のグループ長が要員を独立させることによって、検査結果に生じる独立性をもたせるとしたということで、現状の保安規定の検査員の独立性をはかったということでございます。 1:00:23 確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂ければと思って発言させて頂いております。以上です。 		したとおり、同一の部に所属しているグループを、独立した組織としてみなせ
部門、工事の施工部門といった役割の異なるグループが存在していると、こういった時には、グループをたがえて、工事の検査をすることができるということで、部門の独立性を意識した独立性ができると。 - 力で、定期事業者検査のように、設備を所管している日常的に設備を使っている部門が、自らのグループを検査しなければならないと言った時には、グループ長が検査責任者となりつつ、ただし検査に対しては検査実施責任者という、設備の補修等に直接関わらない要員を検査にあたらせるということによって、要員の独立性を確保するということで、独立性を確保するという主旨になってございます。 - 0:58:53 この考え方のベースとしたのが、品質管理規則の第48条の第5項、ここに独立性の定義がございますけれども、この規定の中の解釈の中にございます、重大事故の発生及び拡大に必要な措置が要求されていない施設においてというくだりのところを我々として理解したつもりで、この様な独立性を担保させたものでございます。 - 0:59:32 この解釈のところにですね、工事及び点検に関与していない要員に使用前事業者検査をさせることができると記載がありまして、そこについての部門の独立性という記載がございませんということで、それにそって定期事業者検査の場合には所管している設備のグループ長が要員を独立させることによって、検査結果に生じる独立性をもたせるとしたということで、現状の保安規定の検査員の独立性をはかったということでございます。 - 1:00:23 確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂ければと思って発言させて頂いております。以上です。		るように、これが意図でございます。
いった時には、グループをたがえて、工事の検査をすることができるということで、部門の独立性を意識した独立性ができると。 0:58:11 一方で、定期事業者検査のように、設備を所管している日常的に設備を使っている部門が、自らのグループを検査しなければならないと言った時には、グループ長が検査責任者となりつつ、ただし検査に対しては検査実施責任者という、設備の補修等に直接関わらない要員を検査にあたらせるということによって、要員の独立性を確保するということで、独立性を確保するという主旨になってございます。 0:58:53 この考え方のベースとしたのが、品質管理規則の第48条の第5項、ここに独立性の定義がございますけれども、この規定の中の解釈の中にございます、重大事故の発生及び拡大に必要な措置が要求されていない施設においてというくだりのところを我々として理解したつもりで、この様な独立性を担保させたものでございます。 0:59:32 この解釈のところにですね、工事及び点検に関与していない要員に使用前事業者検査をさせることができると記載がありまして、そこについての部門の独立性という記載がございませんということで、それにそって定期事業者検査の場合には所管している設備のグループ長が要員を独立させることによって、検査結果に生じる独立性をもたせるとしたということで、現状の保安規定の検査員の独立性をはかったということでございます。 1:00:23 確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂ければと思って発言させて頂いております。以上です。	0:57:47	そうすることによりまして、使用前事業者検査等では、同一の部の中に設計
で、部門の独立性を意識した独立性ができると。 0:58:11 つ方で、定期事業者検査のように、設備を所管している日常的に設備を使っている部門が、自らのグループを検査しなければならないと言った時には、グループ長が検査責任者となりつつ、ただし検査に対しては検査実施責任者という、設備の補修等に直接関わらない要員を検査にあたらせるということによって、要員の独立性を確保するということで、独立性を確保するという主旨になってございます。 0:58:53 0:58:53 0:58:53 この考え方のベースとしたのが、品質管理規則の第48条の第5項、ここに独立性の定義がございますけれども、この規定の中の解釈の中にございます、重大事故の発生及び拡大に必要な措置が要求されていない施設においてというくだりのところを我々として理解したつもりで、この様な独立性を担保させたものでございます。 0:59:32 この解釈のところにですね、工事及び点検に関与していない要員に使用前事業者検査をさせることができると記載がありまして、そこについての部門の独立性という記載がございませんということで、それにそって定期事業者検査の場合には所管している設備のグループ長が要員を独立させることによって、検査結果に生じる独立性をもたせるとしたということで、現状の保安規定の検査員の独立性をはかったということでございます。 1:00:23 確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂ければと思って発言させて頂いております。以上です。		部門、工事の施工部門といった役割の異なるグループが存在していると、こう
 0:58:11 一方で、定期事業者検査のように、設備を所管している日常的に設備を使っている部門が、自らのグループを検査しなければならないと言った時には、グループ長が検査責任者となりつつ、ただし検査に対しては検査実施責任者という、設備の補修等に直接関わらない要員を検査にあたらせるということによって、要員の独立性を確保するということで、独立性を確保するという主旨になってございます。 0:58:53 この考え方のベースとしたのが、品質管理規則の第48条の第5項、ここに独立性の定義がございますけれども、この規定の中の解釈の中にございます、重大事故の発生及び拡大に必要な措置が要求されていない施設においてというくだりのところを我々として理解したつもりで、この様な独立性を担保させたものでございます。 0:59:32 この解釈のところにですね、工事及び点検に関与していない要員に使用前事業者検査をさせることができると記載がありまして、そこについての部門の独立性という記載がございませんということで、それにそって定期事業者検査の場合には所管している設備のグループ長が要員を独立させることによって、検査結果に生じる独立性をもたせるとしたということで、現状の保安規定の検査員の独立性をはかったということでございます。 1:00:23 確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂ければと思って発言させて頂いております。以上です。 		いった時には、グループをたがえて、工事の検査をすることができるということ
ている部門が、自らのグループを検査しなければならないと言った時には、グループ長が検査責任者となりつつ、ただし検査に対しては検査実施責任者という、設備の補修等に直接関わらない要員を検査にあたらせるということによって、要員の独立性を確保するということで、独立性を確保するという主旨になってございます。 0:58:53 この考え方のベースとしたのが、品質管理規則の第48条の第5項、ここに独立性の定義がございますけれども、この規定の中の解釈の中にございます、重大事故の発生及び拡大に必要な措置が要求されていない施設においてというくだりのところを我々として理解したつもりで、この様な独立性を担保させたものでございます。 0:59:32 この解釈のところにですね、工事及び点検に関与していない要員に使用前事業者検査をさせることができると記載がありまして、そこについての部門の独立性という記載がございませんということで、それにそって定期事業者検査の場合には所管している設備のグループ長が要員を独立させることによって、検査結果に生じる独立性をもたせるとしたということで、現状の保安規定の検査員の独立性をはかったということでございます。 1:00:23 確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂ければと思って発言させて頂いております。以上です。		で、部門の独立性を意識した独立性ができると。
ループ長が検査責任者となりつつ、ただし検査に対しては検査実施責任者という、設備の補修等に直接関わらない要員を検査にあたらせるということによって、要員の独立性を確保するということで、独立性を確保するという主旨になってございます。 0:58:53 この考え方のベースとしたのが、品質管理規則の第48条の第5項、ここに独立性の定義がございますけれども、この規定の中の解釈の中にございます、重大事故の発生及び拡大に必要な措置が要求されていない施設においてというくだりのところを我々として理解したつもりで、この様な独立性を担保させたものでございます。 0:59:32 この解釈のところにですね、工事及び点検に関与していない要員に使用前事業者検査をさせることができると記載がありまして、そこについての部門の独立性という記載がございませんということで、それにそって定期事業者検査の場合には所管している設備のグループ長が要員を独立させることによって、検査結果に生じる独立性をもたせるとしたということで、現状の保安規定の検査員の独立性をはかったということでございます。 1:00:23 確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂ければと思って発言させて頂いております。以上です。	0:58:11	一方で、定期事業者検査のように、設備を所管している日常的に設備を使っ
いう、設備の補修等に直接関わらない要員を検査にあたらせるということによって、要員の独立性を確保するということで、独立性を確保するという主旨になってございます。 0:58:53 この考え方のベースとしたのが、品質管理規則の第48条の第5項、ここに独立性の定義がございますけれども、この規定の中の解釈の中にございます、重大事故の発生及び拡大に必要な措置が要求されていない施設においてというくだりのところを我々として理解したつもりで、この様な独立性を担保させたものでございます。 0:59:32 この解釈のところにですね、工事及び点検に関与していない要員に使用前事業者検査をさせることができると記載がありまして、そこについての部門の独立性という記載がございませんということで、それにそって定期事業者検査の場合には所管している設備のグループ長が要員を独立させることによって、検査結果に生じる独立性をもたせるとしたということで、現状の保安規定の検査員の独立性をはかったということでございます。 1:00:23 確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂ければと思って発言させて頂いております。以上です。		ている部門が、自らのグループを検査しなければならないと言った時には、グ
って、要員の独立性を確保するということで、独立性を確保するという主旨になってございます。 0:58:53 この考え方のベースとしたのが、品質管理規則の第48条の第5項、ここに独立性の定義がございますけれども、この規定の中の解釈の中にございます、重大事故の発生及び拡大に必要な措置が要求されていない施設においてというくだりのところを我々として理解したつもりで、この様な独立性を担保させたものでございます。 0:59:32 この解釈のところにですね、工事及び点検に関与していない要員に使用前事業者検査をさせることができると記載がありまして、そこについての部門の独立性という記載がございませんということで、それにそって定期事業者検査の場合には所管している設備のグループ長が要員を独立させることによって、検査結果に生じる独立性をもたせるとしたということで、現状の保安規定の検査員の独立性をはかったということでございます。 1:00:23 確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂ければと思って発言させて頂いております。以上です。		ループ長が検査責任者となりつつ、ただし検査に対しては検査実施責任者と
の:58:53 この考え方のベースとしたのが、品質管理規則の第48条の第5項、ここに独立性の定義がございますけれども、この規定の中の解釈の中にございます、重大事故の発生及び拡大に必要な措置が要求されていない施設においてというくだりのところを我々として理解したつもりで、この様な独立性を担保させたものでございます。 ○:59:32 この解釈のところにですね、工事及び点検に関与していない要員に使用前事業者検査をさせることができると記載がありまして、そこについての部門の独立性という記載がございませんということで、それにそって定期事業者検査の場合には所管している設備のグループ長が要員を独立させることによって、検査結果に生じる独立性をもたせるとしたということで、現状の保安規定の検査員の独立性をはかったということでございます。 1:00:23 確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂ければと思って発言させて頂いております。以上です。		いう、設備の補修等に直接関わらない要員を検査にあたらせるということによ
 0:58:53 この考え方のベースとしたのが、品質管理規則の第48条の第5項、ここに独立性の定義がございますけれども、この規定の中の解釈の中にございます、重大事故の発生及び拡大に必要な措置が要求されていない施設においてというくだりのところを我々として理解したつもりで、この様な独立性を担保させたものでございます。 0:59:32 この解釈のところにですね、工事及び点検に関与していない要員に使用前事業者検査をさせることができると記載がありまして、そこについての部門の独立性という記載がございませんということで、それにそって定期事業者検査の場合には所管している設備のグループ長が要員を独立させることによって、検査結果に生じる独立性をもたせるとしたということで、現状の保安規定の検査員の独立性をはかったということでございます。 1:00:23 確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂ければと思って発言させて頂いております。以上です。 		って、要員の独立性を確保するということで、独立性を確保するという主旨に
立性の定義がございますけれども、この規定の中の解釈の中にございます、 重大事故の発生及び拡大に必要な措置が要求されていない施設においてと いうくだりのところを我々として理解したつもりで、この様な独立性を担保させ たものでございます。 0:59:32 この解釈のところにですね、工事及び点検に関与していない要員に使用前事 業者検査をさせることができると記載がありまして、そこについての部門の独 立性という記載がございませんということで、それにそって定期事業者検査の 場合には所管している設備のグループ長が要員を独立させることによって、 検査結果に生じる独立性をもたせるとしたということで、現状の保安規定の検 査員の独立性をはかったということでございます。 1:00:23 確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48 条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあた り、確認させて頂ければと思って発言させて頂いております。以上です。		なってございます。
 重大事故の発生及び拡大に必要な措置が要求されていない施設においてというくだりのところを我々として理解したつもりで、この様な独立性を担保させたものでございます。 0:59:32 この解釈のところにですね、工事及び点検に関与していない要員に使用前事業者検査をさせることができると記載がありまして、そこについての部門の独立性という記載がございませんということで、それにそって定期事業者検査の場合には所管している設備のグループ長が要員を独立させることによって、検査結果に生じる独立性をもたせるとしたということで、現状の保安規定の検査員の独立性をはかったということでございます。 1:00:23 確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂ければと思って発言させて頂いております。以上です。 	0:58:53	この考え方のベースとしたのが、品質管理規則の第48条の第5項、ここに独
いうくだりのところを我々として理解したつもりで、この様な独立性を担保させたものでございます。 0:59:32 この解釈のところにですね、工事及び点検に関与していない要員に使用前事業者検査をさせることができると記載がありまして、そこについての部門の独立性という記載がございませんということで、それにそって定期事業者検査の場合には所管している設備のグループ長が要員を独立させることによって、検査結果に生じる独立性をもたせるとしたということで、現状の保安規定の検査員の独立性をはかったということでございます。 1:00:23 確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂ければと思って発言させて頂いております。以上です。		立性の定義がございますけれども、この規定の中の解釈の中にございます、
たものでございます。 0:59:32 この解釈のところにですね、工事及び点検に関与していない要員に使用前事業者検査をさせることができると記載がありまして、そこについての部門の独立性という記載がございませんということで、それにそって定期事業者検査の場合には所管している設備のグループ長が要員を独立させることによって、検査結果に生じる独立性をもたせるとしたということで、現状の保安規定の検査員の独立性をはかったということでございます。 1:00:23 確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂ければと思って発言させて頂いております。以上です。		重大事故の発生及び拡大に必要な措置が要求されていない施設においてと
0:59:32 この解釈のところにですね、工事及び点検に関与していない要員に使用前事業者検査をさせることができると記載がありまして、そこについての部門の独立性という記載がございませんということで、それにそって定期事業者検査の場合には所管している設備のグループ長が要員を独立させることによって、検査結果に生じる独立性をもたせるとしたということで、現状の保安規定の検査員の独立性をはかったということでございます。 1:00:23 確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂ければと思って発言させて頂いております。以上です。		いうくだりのところを我々として理解したつもりで、この様な独立性を担保させ
業者検査をさせることができると記載がありまして、そこについての部門の独立性という記載がございませんということで、それにそって定期事業者検査の場合には所管している設備のグループ長が要員を独立させることによって、検査結果に生じる独立性をもたせるとしたということで、現状の保安規定の検査員の独立性をはかったということでございます。 1:00:23 確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂ければと思って発言させて頂いております。以上です。		たものでございます。
立性という記載がございませんということで、それにそって定期事業者検査の場合には所管している設備のグループ長が要員を独立させることによって、検査結果に生じる独立性をもたせるとしたということで、現状の保安規定の検査員の独立性をはかったということでございます。 1:00:23 確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂ければと思って発言させて頂いております。以上です。	0:59:32	この解釈のところにですね、工事及び点検に関与していない要員に使用前事
場合には所管している設備のグループ長が要員を独立させることによって、 検査結果に生じる独立性をもたせるとしたということで、現状の保安規定の検 査員の独立性をはかったということでございます。 1:00:23 確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48 条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあた り、確認させて頂ければと思って発言させて頂いております。以上です。		業者検査をさせることができると記載がありまして、そこについての部門の独
検査結果に生じる独立性をもたせるとしたということで、現状の保安規定の検査員の独立性をはかったということでございます。 1:00:23 確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂ければと思って発言させて頂いております。以上です。		立性という記載がございませんということで、それにそって定期事業者検査の
査員の独立性をはかったということでございます。 1:00:23 確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48 条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂ければと思って発言させて頂いております。以上です。		場合には所管している設備のグループ長が要員を独立させることによって、
1:00:23 確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48 条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂ければと思って発言させて頂いております。以上です。		検査結果に生じる独立性をもたせるとしたということで、現状の保安規定の検
条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあたり、確認させて頂ければと思って発言させて頂いております。以上です。		査員の独立性をはかったということでございます。
り、確認させて頂ければと思って発言させて頂いております。以上です。	1:00:23	確認させて頂きたい点というのが、先ほど申しあげました、品管規則の第48
		条5項の解釈につきまして、我々の理解が間違えているのか否かというあた
1:00:46 核燃料審査部門の古作です。		り、確認させて頂ければと思って発言させて頂いております。以上です。
	1:00:46	核燃料審査部門の古作です。

1:00:50	若干認識がずれていると思うのは、部門ごとの独立はここで求めてないと言
	っているだけで、要員ですので、それを責任者というところまでは、言及してい
	ないと思ってます。
1:01:12	というところで先ほど指摘をしたということなんですけど、一方で、見直しワー
	キングなりで説明したことを踏まえて規定しているということもあるので、先ほ
	どお話ししたとおり、その資料との関係性で整理をして頂いた上で、あらため
	て、今熊谷の方がいなくなっているので、交えてどうあるべきかを話を深める
	必要があるかなと思ってます。
1:01:49	承知いたしました。弊社としましても、本日頂きましたご指摘を踏まえまして、
	整理を進めた上で、補正の準備を進めさせていきたいと考えます。ありがとう
	ございました。
1:02:06	原子力規制庁の永井です。他に何かありますか。
1:02:12	よろしければ、長くなりましたが、本日の面談第2部終了します。お疲れさまで
	した。